



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
3月31日  
第703号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第4項の規定による指定の解除(循環社会推進課) ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) ..... 2
- 救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) ..... 2
- 道路区域の変更(道路保全課) ..... 3
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 4
- 都市計画事業の変更の認可(都市計画課) ..... 4
- 洪水浸水想定区域の指定(流域政策局) ..... 4
- 浸水警戒区域の指定(流域政策局) ..... 4
- 公金の収納事務の委託(管理課) ..... 5

### ○ 公告

- 林業種苗法による生産事業者の登録公告(森林保全課) ..... 5
- 林業種苗法による生産事業者の登録失効公告(森林保全課) ..... 5
- 県営土地改良事業工事完了公告(耕地課) ..... 6
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課) ..... 6
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課) ..... 6
- 落札者決定の公告(総務課) ..... 7

### ○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(甲賀) ..... 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東) ..... 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(甲賀) ..... 8

### ○ 公安委員会告示

- 道路交通法第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意(交通規制課) ..... 8

## 告示

### 滋賀県告示第156号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第4項の規定により、平成30年滋賀県告示第447号により指定した指定区域の一部について次のとおり指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市朝国字平山1番の一部、1番512の一部、1番514の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号の埋立地(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

### 滋賀県告示第157号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第158号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	独立行政法人地域医療機能推進機構	大津市富士見台16-1	令和11.3.31

### 滋賀県告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護たぬきホーム	東近江市五個荘竜田町574番地3 ヴェルトサイト103号室	訪問看護	—	令和7.10.1
大野養真堂薬局大林店	守山市大林町214番地1	薬局	渡辺詩織	令和7.11.1
医療法人近江今津駅前メンタルクリニック	高島市今津町名小路二丁目7番2号	病院・診療所	中川市三郎	令和7.12.1
ぱんだキッズファミリークリニック	守山市梅田町6番2号	病院・診療所	底田辰之	令和7.12.1
阪神調剤薬局彦根北店	彦根市開出今町1716番地6	薬局	福井雄一	令和8.1.1
訪問看護ステーションあやめ近江八幡	近江八幡市堀上町170番地5イーグル103号室	訪問看護	—	令和8.1.1
ユタカ薬局甲西	湖南市岩根中央三丁目7番地	薬局	星野昌志	令和8.2.1

滋賀県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	訪問看護たぬきホーム	東近江市五個荘竜田町574番地3 ヴァルトサイテ103号	訪問看護	—	令和7.10.1
育成医療・更生医療	大野養真堂薬局大林店	守山市大林町214番地1	薬局	渡辺詩織	令和7.11.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションあやめ近江八幡	近江八幡市堀上町170番地5イーグル103号室	訪問看護	—	令和8.1.1
育成医療・更生医療	阪神調剤薬局彦根北店	彦根市開出今町1716番地6	薬局	福井雄一	令和8.1.1
育成医療・更生医療	ユタカ薬局甲西	湖南市岩根中央三丁目7番地	薬局	星野昌志	令和8.2.1

滋賀県告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年3月31日から令和8年4月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	421号	東近江市永源寺相谷町字中村574番1地先から	変更後	最小 15.1m } 最大 50.8m	75.0m	道路改良工事(迂回路廃止)に伴う道路区域の変更
		東近江市永源寺相谷町字中村580番地先まで	変更前	最小 21.9m } 最大 53.6m	75.0m	
県道	山東一色線	米原市間田字刎649番1地先から	変更後	最小 10.7m } 最大 34.0m	111.5m	旧道区間の米原市への移管(令和8.4.1)に伴う道路区域の変更
		米原市野一色字今中834番3地先まで				
		米原市間田字刎649番1地先から		最小 10.7m }	111.5m	

	米原市野一色字今中834番3地先まで	変更前	最大 34.0m	177.2m
	米原市間田字栗林644番4地先から		最小 9.0m	
	米原市野一色字今中834番3地先まで		最大 12.5m	

#### 滋賀県告示第162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月31日から令和8年4月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
片岡栗東線	守山市勝部五丁目字下小福寺830番地先から 守山市千代町字西浦153番3地先まで	令和8.3.31 9時	L=333.6m

#### 滋賀県告示第163号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成31年滋賀県告示第125号で認可した彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更を令和8年3月31日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 長浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画道路事業 3・4・11号 大戌亥山階線
- 3 事業施行期間 平成31年3月12日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

#### 滋賀県告示第164号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項および第3項の規定により、県管理の中小河川(443河川)について、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 次に掲げる事項 次の図に示すとおりとする。
  - (1) 指定の区域
  - (2) 浸水した場合に想定される水深

- 2 指定年月日 令和8年3月31日

(「次の図」は、省略し、その関係図面を滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県大津土木事務所、滋賀県南部土木事務所、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県東近江土木事務所、滋賀県湖東土木事務所、滋賀県長浜土木事務所、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、彦根市役所、長浜市役所、近江八幡市役所、草津市役所、守山市役所、栗東市役所、甲賀市役所、野洲市役所、湖南市役所、高島市役所、東近江市役所、米原市役所、日野町役場、竜王町役場、愛荘町役場、豊郷町役場、甲良町役場および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第165号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次

のとおり指定する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 近江八幡市安土町下豊浦
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室および滋賀県東近江土木事務所ならびに近江八幡市危機管理課および近江八幡市都市整備部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第166号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年2月20日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年2月20日

公 告

林業種苗法による生産事業者の登録公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき生産事業者として次の者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
239	大久保秀信	栗東市荒張520番地	種穂の採種 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	走井種苗園	栗東市荒張520番地	令和7.10.28
240	一般社団法人山なみ制作社 SHIGAOFFICE 代表理事 清水美里	高島市朽木生杉180番地	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	一般社団法人山なみ制作社 SHIGAOFFICE	高島市朽木生杉180番地	令和8.1.6
241	株式会社山笑う 代表取締役 宮村太	高島市安曇川町中野311番地	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	株式会社山笑う	高島市安曇川町中野311番地	令和8.1.28

林業種苗法による生産事業者の登録失効公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき次の生産事業者の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	失効年月日
228	株式会社エーゼ ログループ滋賀 支社 代表取締役 牧 大介	高島市安曇川町中野 783番地	種穂の採種 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗 木の育成	株式会社エー ゼログループ 滋賀支社	高島市安曇川 町中野783番地	令和8.1.30

**県営土地改良事業工事完了公告**

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営佐山下流地区土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)	令和8年1月20日

**都市計画決定の図書の写しの縦覧公告**

草津市が令和8年3月31日に決定した大津湖南都市計画地区計画(烏丸半島中央部地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

## 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

**都市計画変更の図書の写しの縦覧公告**

草津市が令和8年3月31日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

## 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

**都市計画変更の図書の写しの縦覧公告**

草津市が令和8年3月31日に変更した大津湖南都市計画地区計画(草津駅西地区地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

## 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

草津市が令和8年3月31日に変更した大津湖南都市計画地区計画(野路国道沿道地区地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和8年3月31日に変更した大津湖南都市計画特別用途地区に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和8年度および令和9年度滋賀県庁舎清掃業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部総務課 大津市京町四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月13日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 井元建装株式会社 代表取締役 井元敏雄 大津市栗林町10番7号
- 5 落札金額 36,965,075円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年1月27日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年3月31日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
せせらぎ苑 訪問介護サービス	甲賀市甲南町 葛木855番地	社会福祉法人甲南会 理事長 岡根芳仁	甲賀市甲南町葛 木855番地	訪問介護	2571400015	令和8.3.31
甲賀市社協 ヘルパース	甲賀市信楽町	社会福祉法人甲賀市 社会福祉協議会	甲賀市水口町水	訪問介護	2571401179	令和8.3.31

テーション しがらき	長野372番地	会長 林善彦	口5609番地			
---------------	---------	--------	---------	--	--	--

#### 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年3月31日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ステーション 彩り彦根	彦根市戸賀町 120-22	株式会社彩り	近江八幡市安土町下豊浦6番地17	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和8.4.1	2510200963
ヘルパー事業所E s p e l h a r	彦根市新海浜二丁目8番4号アイヴィエ・カレントN205号室	合同会社E s p e l h a r	東近江市五個荘金堂町940番地	居宅介護 重度訪問介護	令和8.4.1	2510200971
居宅介護ヘルパーステーション結	愛知郡愛荘町 愛知川1686	一般社団法人 ゆいまーる	彦根市森堂町 3-32	行動援護	令和8.4.1	2511700128

#### 滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年3月31日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰 生

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
甲賀市社協ヘルパーステーションしがらき	甲賀市信楽町 長野372番地	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 会長 林善彦	甲賀市水口町水口5609番地	居宅介護 同行援護	2511400158	令和8.3.31

### 公安委員会告示

#### 滋賀県公安委員会告示第34号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、東近江市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和8年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉 英

1 合意した者

- (1) 東近江市長
- (2) 滋賀県公安委員会
- (3) 近畿運輸局長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等



停留所の名称	方向	所在地
八日市駅	北進・南進	東近江市八日市浜野町1番地先
アピア前	北進・南進	東近江市八日市浜野町3番1号地先
JAグリーン近江前	南進	東近江市八日市町1番17号地先
	北進	東近江市八日市本町4番14号地先
図書館・江州音頭会館前	南進	東近江市八日市金屋二丁目6番25号地先
	北進	東近江市八日市金屋一丁目5番12号地先
文芸会館・青葉メディカル前	南進	東近江市青葉町1番48号地先
	北進	東近江市東中野町4番13号地先
消防署前	南進	東近江市東今崎町5番33号地先
	北進	東近江市今崎町163番地先
今堀	東進	東近江市今堀町476番地先
	西進	東近江市今堀町525番2号地先
蛇溝	北進・南進	東近江市蛇溝町141番地先
市辺	北進・南進	東近江市市辺町1909番地先
野口	北進・南進	東近江市三津屋町29番21号地先
あかね幼稚園	北進・南進	東近江市三津屋町12番地先
三津屋	北進・南進	東近江市三津屋町654番地先
三津屋西	北進・南進	東近江市三津屋町1029番地先
柏木	北進・南進	東近江市柏木町550番1号地先
光明寺前	北進・南進	東近江市上平木町883番地先
平田コミュニティセンター	北進・南進	東近江市下羽田町162番地先
野端	北進・南進	東近江市下羽田町野端210番23号地先
下羽田開発	北進・南進	東近江市下羽田町開発295番地先
上平木	北進・南進	東近江市上平木町1850番1号地先
鳴谷	北進・南進	東近江市上平木町3333番地先

3 停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲 滋賀タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第2号に規定する路線不定期運行および同条第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車であって、予約型乗合タクシー「ちょこっとタクシー」と称するものに限る。

4 道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1) 当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
- (2) 停留所における停車または駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。

5 利用期間 令和8年4月1日から当面の間

